

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日：2025/9/26
最終更新日：2025/9/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		6月1日
国立大学法人名		国立大学法人鹿児島大学
法人の長の氏名		井戸 章雄
問い合わせ先		総務部総務課法務・コンプライアンス係 TEL：099-285-7066 MAIL：sshouki【@】kuas.kagoshima-u.ac.jp
URL		https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/governance-code.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認の方法】 令和7年8月6日に、全原則に対する本学の適合状況等へのご意見を照会した上で、第154回経営協議会（令和7年9月25日）において、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和7年度）」（案）を確認いただきました。
		【経営協議会からの意見】 本法人が「国立大学法人ガバナンス・コード」の全ての原則について実施していること、また、適切に報告書が作成されていることを確認した。
監事による確認		【確認の方法】 令和7年6月18日に、全原則に対する本学の適合状況等へのご意見を照会し、7月2日にご意見をいただきました。また、第154回経営協議会（令和7年9月25日）において、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和7年度）」（案）を確認いただきました。
		【監事からの意見】 「国立大学法人ガバナンス・コード」の各基本原則・原則・補充原則の適合状況について、書面による確認及び意見交換を行い、本法人が「国立大学法人ガバナンス・コード」の全ての原則について実施していることを確認した。
その他の方法による確認		なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		鹿児島大学憲章において「学問の自由と多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学をめざす」ことをミッションとして掲げ、その中長期的なビジョンとして鹿児島大学長期改革プラン「2030年の鹿大」を策定しています。「2030年の鹿大」策定にあたっては、県内の教育機関、産業界からの学外委員も加えて検討を重ね、平成30年6月に公表しました。また、令和2年度には、学長を中心に第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）に向けた学長ビジョンについて検討を行い、令和2年11月の大学運営会議で決定、本学HPにおいて広く一般に公表しています。 これらのミッション、ビジョンを実現していくための目標及び具体的な戦略、道筋として、中期目標・中期計画（第4期：令和4年度～令和9年度）を策定・公表しています。 【鹿児島大学憲章】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kensyo.html 【2030年の鹿大】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kadai2030.pdf 【第4期中期目標期間に向けた学長ビジョン】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-72.html 【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		法人の目標・戦略としている中期目標・中期計画について、自己点検・評価報告書、業務の実績に関する報告書及びその評価結果を大学HPにて公表しています。 また、その進捗状況や評価結果を踏まえて、改善に反映させた結果等については、その状況を毎年実施する自己点検・評価において確認し、自己点検・評価報告書を公表しています。 【業務の実績に関する報告書・評価結果】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/32833.html 【内部質保証、大学評価（法人・認証・自己）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html 【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html

補充原則 1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		法令に則り、「国立大学法人鹿児島大学組織規則」において本法人の運営組織として以下の会議を置く旨規定し、当該会議に関する各規則で審議事項を定め、経営及び教学運営の実施に係る権限と責任を明確にし、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築しています。 【大学運営会議】 経営及び教育・研究に関する事項のうち、学長が必要と認める事項の審議 【教育研究評議会】 教育研究に関する重要事項の審議 【経営協議会】 経営に関する重要事項の審議 【役員会】 法人の重要事項の決定 ○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html ○鹿児島大学副学長に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000103.html ○鹿児島大学学長補佐に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000104.html
補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		法人経営に必要な人材の確保及び育成のため、「人事の基本目標」、「職員の人材確保及び選考」、「ダイバーシティの推進」、「人材育成」及び「人事評価」を柱とした「国立大学法人鹿児島大学人事基本方針」を令和3年3月16日に策定し、公表しています。 【国立大学法人鹿児島大学人事基本方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-75.html
補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等については、第4期中期目標・中期計画期間である6年間の予算、収支計画、資金計画を策定し、文部科学大臣に届け出るとともに、公表しています。 さらに、業務の実施に関して負託された財務情報に基づく財政状態や運営状況に関する説明責任を果たすため、財務諸表を作成し公表しています。 【中期目標・中期計画】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/chukikeikaku.html 【財務諸表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html

補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		本学の財政状態や運営状況及び教育・研究・診療等に係る活動内容を、本学を支えてくださる多くの方々に分かりやすくご説明しご理解いただくことを目的として、財務諸表の概説、財務諸表のミカタを作成しています。 【財務諸表の概説・財務諸表のミカタ】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		法人経営を担う人材育成のため、令和 3 年 3 月に「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を策定し、長期的視点に立って、経営に必要な能力を備える人材や教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、経営人材として計画的に確保・育成することとしています。 継続的に人材を確保・育成するため、部局等の准教授又は教授クラスを学長補佐として登用するとともに、部局長又は学長補佐経験者を副学長に登用するなど各階層の適任者に法人経営の一端を担わせています。また、国立大学協会が実施する各種研修等に関しても、関連する副学長等を積極的に参加させるなど可能な限り次代の経営人材の育成を行っています。 【国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-76.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備するため、「国立大学法人鹿児島大学組織規則」により、理事の役割と権限及び任命要件を明確にして選任しています。 また、副学長及び学長補佐についても、「鹿児島大学副学長に関する規則」及び「鹿児島大学学長補佐に関する規則」に基づき、それぞれの役割や責任、権限等を明確にし、学長が責任を持って選任しています。 ○国立大学法人鹿児島大学組織規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000001.html ○鹿児島大学副学長に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000103.html ○鹿児島大学学長補佐に関する規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000104.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html 【その他の役職員】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-yakushokuin.html

補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由		
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		「国立大学法人鹿児島大学役員会規則」に基づき、重要事項について適正に審議を行い、学長の意思決定を支え、適正な経営を確保しています。 会議は、原則として8月及び10月を除き毎月定例開催するとともに、必要に応じて臨時で開催し、迅速な審議を行うとともに、会議終了後は、大学HPにおいて、速やかに議事要旨を公表しています。 ○国立大学法人鹿児島大学役員会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000002.html 【役員会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/yakuinkai.html
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		外部理事の選任にあたっては、令和3年3月に「国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針」を策定し、多様な分野における経験や知見を大学経営に活かすことを目的とし、併せて、ダイバーシティの確保も念頭に、2名の女性理事を外部から登用しており、その状況は本学HP上に公表しています。（非常勤理事2名） 選任にあたっては、経営協議会及び教育研究評議会での意見聴取の際に、登用の目的及び理由を明確化し、HP上で公表しています。 【国立大学法人鹿児島大学における経営人材の確保・育成方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-76.html 【役員名簿】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/ku-officer.html
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		多様な関係者の意見を本学の経営に生かしていくため、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針」を定め、当該方針に基づき、自治体、産業界、教育分野、医療分野等、幅広い分野から適任者を選考して参画いただいています。 議題について、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則」に基づき設定するとともに、会議開催約1週間前に資料を事前送付して円滑な議事運営を図っています。また、毎回テーマを設定した協議事項を設けることで、本法人に期待する事項を的確に把握し、法人経営に生かすこととしています。 【経営協議会委員名簿】 【経営協議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keieikyougikai.html 【国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/keikyo_gaiiin_senkouhousin.pdf ○国立大学法人鹿児島大学経営協議会規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000003.html

補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長の選考にあたっては、学長選考・監察会議において、学長選考基準を策定し、国立大学法人法等の法規に則り、学長選考・監察会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし適正に選考を行っています。 また、学長選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由については、本学HPにおいて公表しています。 なお、意向投票については、これまで、学長選考の参考のひとつとして実施することとしていましたが、意向投票の結果が学長選考・監察会議を縛るものではないことを明確にするため、令和4年4月、必要に応じて実施することができる規定に改正しました。 【学長選考・監察会議/学長の選考について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html
補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		平成29年11月17日開催の第65回学長選考会議において、学長の任期について審議を行い、安定的な運営体制の構築と、適切な業績評価を行うため、従前の1期3年（再任可、但し1回まで）を、1期4年・再任可・上限6年とする見直しを行い、改正した学長選考規則を公表しています。 また、令和5年9月28日開催の第98回学長選考・監察会議において、現行の任期について意見交換を行い、適切な期間であることが確認されました。 学長の任期は、国立大学法人法により、2年から6年の間で、それぞれ再任の可否を含め設定することは可能ですが、任期3年では、新しく学長に就任してから、最長でも1年半の実績に基づき評価をせざるを得ず（再任否の場合は次期学長選考が必要となる）、評価のための十分なデータを収集することは困難ですが、任期4年の場合、2年半の実績に基づき評価することが可能であり、かつ、その実績を踏まえ、2年間の再任可としていることから現行の任期が妥当であると判断しています。 【第65回学長選考会議議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi(65).pdf 【第98回学長選考・監察会議議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi(98).pdf ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html

原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		法人の長の解任のための手続きについては、「国立大学法人鹿児島大学学長解任規則」において、学長の解任に関し必要な事項（解任の申出の事由、申出の請求方法、意見陳述の機会の付与等）を定め、公表しています。 ○国立大学法人鹿児島大学学長解任規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000488.html
補充原則 3 - 3 - 3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		「国立大学法人鹿児島大学学長選考規則」に基づき、4年の任期途中において、業績の評価（再任審査）を行うこととしており、令和4年6月に実施しました。学長選考・監察会議による書面審査及び当該学長からのプレゼンテーションを踏まえ、達成すべき大学のミッション（教育改革、地域社会との連携の推進、ガバナンス改革の推進等）について評価するとともに、学長選考・監察会議からの助言等を行いました。なお、結果については大学HPにて公表しています。 ○国立大学法人鹿児島大学学長選考規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00000487.html 【（再任審査）結果の公表について】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		「国立大学法人鹿児島大学学長選考・監察会議規則」において、委員については経営協議会の学外有識者から選出された者8名及び教育研究評議会評議員から選出された者8名を選任することを規定しています。なお、委員は以下のとおり選出しています。 <経営協議会> 令和7年度の経営協議会学外委員8名全員を委員としている。 <教育研究評議会> 第277回教育研究評議会において、理事を含む全評議員から投票により新たに2名（評議員の任期満了に伴う交代）を選出し、計8名を委員としている。 また、経営協議会学外委員については、「国立大学法人鹿児島大学経営協議会の学外委員の選考方針」に基づき、①教育、研究及び医療に深い知見・実践経験を有する者②自治体の関係者③企業経営に知見・経験を有する者や産業界関係者④学校及び病院の経営に知見・経験を有する者⑤地域振興等に知見・経験を有する者のいずれかを選任しており、選任した8名の学外委員の有する経験は、学長選考・監察会議の役割を果たすために必要であると判断し、8名の学外委員を学長選考・監察会議委員として選任しています。 【学長選考・監察会議】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/senkoukaigi.html 【第277回教育研究評議会議事要旨】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/277hyougikai_giziyousi.pdf

原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		本学（本法人）においては、学長が法人代表としての役割を十分に果たしており、本学（本法人）の運営体制における組織のスリム化や意思決定の迅速化を考慮すると、現時点において、理事長と学長を分離する必要性は高くないと考えています。 学長選考・監察会議は、毎年学長の業務執行状況の確認を行い、それに基づく支援や助言、評価を通じ本学が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討しています。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		内部統制システムを明確にし、その体制に基づくモニタリングを行い法人経営の見直しに活かすため、令和 2 年 1 1 月に国立大学法人鹿児島大学業務方法書に基づく「国立大学法人鹿児島大学内部統制規則」を制定し、内部統制システムの体制を公表しました。 「国立大学法人鹿児島大学内部統制規則」に基づき、役員を構成員とした内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用状況について報告する体制を整備・運用しています。 令和 6 年度にはコンプライアンス事象、危機事象等個別事案に関して、部局長等及び教職員へ改善策等を含めた注意喚起を行いました。今後も内部統制の実効性を高めるため、継続的にその運用等を見直し、充実を図っていくこととしています。 ○国立大学法人鹿児島大学内部統制規則 https://www1.g-reiki.net/kagoshima-u/reiki_honbun/x890RG00001087.html
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法令に基づき、教育、組織、財務等に関する適切な情報を、本学 H P において広く公表しています。 【教育情報の公表】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/activity.html 【組織に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html 【財務に関する情報】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html 本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等についても、その内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学 H P を活用して積極的に公表、広報活動を行っています。 また、本学 H P においては、在学生、保護者、卒業生、企業・自治体、入学希望者等、対象に応じた情報を掲載する仕組みも構築しています。 【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/topics/ https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html

補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	本学教職員や学生の教育・研究・社会貢献に係る活動、その他不祥事案等について、内容に応じてプレスリリースを行いつつ、各種報道機関や本学HPを活用して積極的に公表、広報活動を行っています。 また、本学HPのトップページにおいては、異なる多様な関係者に大学における諸活動の情報を公表することを踏まえ、「大学紹介」、「学部・大学院など」、「教育・学生生活」、「キャリア形成支援」、「研究・産学官連携」、「国際交流・留学」、「入試案内」等目的に応じたサイトを設けるとともに、各ステークホルダー（在学生、卒業生、企業・自治体、入学希望者等）に応じた情報を掲載しています。 【鹿児島大学HPトップページ】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/ 【大学HPニュース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/topics/ https://www.kagoshima-u.ac.jp/information.html 【ニュースリリース一覧】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/release/pressrel.html また、広報誌についても、学部学生の保証人向けに、学生や大学の動向を伝える「鹿大だより」を年2回発行するとともに、本学の特色ある活動や学生の取組を広くわかりやすく一般に紹介することを目的した「鹿大ジャーナル」を年3回発行しています。 【鹿大だより】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kadaidayori.html 【鹿大ジャーナル】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/kadaijournal.html
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報	学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠について、教育目標、学位授与方針等のポリシー、カリキュラムマップ等により整理し、大学HPにおいて公表しています。なお、学位授与方針等のポリシー、カリキュラムマップ等は、国立大学法人鹿児島大学における教育の内部質保証に関する実施要項に基づき、3年に1回点検・評価を行うことにより適切に運用しています。 【教育目標・ポリシー・カリキュラムマップ（CM）・ナンバリング】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/education/eoplcmnm.html 学生の満足度については、本学で実施した学生アンケートの回答結果に基づく本学の教育成果や学生の学習成果等に関する情報を、本学高等教育研究開発センターHPにおいて公表しています。 【高等教育研究開発センターHP（2024年度集計結果リーフレット）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/higheducenter/report/ir.html 学生の進路状況については、大学概要や受験生向け大学紹介パンフレット、本学HP及び各学部HPで公表しているほか、外部の進学冊子等でも広く広報しています。 【キャリア形成支援（就職・進路データ）】 https://www.kagoshima-u.ac.jp/job/sinrodata.html

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 (組織、業務及び財務に関する基礎的な情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-soshiki-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/houjin-gyoumu-jouhou.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html (組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報) https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/hyouka.html https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/zaimu.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/post-114.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.kagoshima-u.ac.jp/about/byouinkansa.html
-------------------------------------	--	---